

## 公益社団法人日本地理学会著作権規程（2021年9月）

### （目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下「本学会」という。）に投稿される論文等に関する会員及び投稿者（以下、合わせて「投稿者等」という。）の著作権の取り扱いについて定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 本規程において使用する用語の定義は以下各号の通りとする。

- (1) 著作物 著作権法第2条第1項第1号に規定するものであって、以下のいずれかに該当するものをいう。
  - ① 本学会発行の刊行物に投稿される論文、各ジャンルの論考
  - ② 本学会が主催または共催する学術大会の要旨集等、彙報等
  - ③ 本学会ウェブサイトへの掲載記事等
  - ④ その他①から③に類するものであって本学会が指定するもの
- (2) 著作者 投稿者等であって、著作物を創作する者をいう。
- (3) 著作権 著作権法（以下「法」という。）第21条から第28条までに規定するすべての権利<sup>1)</sup>をいう。
- (4) 著作者人格権 法第18条から第20条までに規定するすべての権利<sup>2)</sup>をいう。

### （著作権の帰属）

第3条 本学会に投稿される論文等に関する国内外の一切の著作物の著作権は、すべて本学会に帰属する。

2. 本著作権は、本著作者が本学会に対して本著作物を投稿した時点をもって本学会に譲渡されたものとする。
3. 特別な理由により前二項に定める取り扱いが不可能である場合、本著作者は投稿を行う際にその旨を本学会に対して書面で申し出るものとし、かかる場合の取り扱いについては、本学会及び本著作者の協議によって定める。
4. 前項に定める場合であっても、本著作者は、法令及び前項に定める特別な理由の許容する範囲において、本学会に対し、本著作権について国内外で無償で独占的に利用する（複製、公開、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案及び二次的著作物の利用を含む。）権利を許諾するものとする。
5. 投稿された本著作物が本学会の出版物に掲載されないことが決定された場合（本著作者による取り下げを含む）、本学会は、本著作権を本著作者に対して返還する。

### （不行使特約）

第 4 条 著者は、以下各号に該当する場合、本学会と本学会が許諾する第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

- (1) 翻訳及びこれに伴う改変
- (2) 電子的配布に伴う改変
- (3) アブストラクトのみを抽出した利用
- (4) その他法令等に基づき同一性保持権を適用することが適切でない改変

(第三者への利用許諾)

第 5 条 第三者から著作権の利用許諾要請があった場合、本学会は本学会理事会において審議し、適当と認めたものについて要請に応ずることができる。また、利用許諾する権利の運用を理事会の承認を得て外部機関に委託することができる。

2. 前項の措置によって第三者から本学会に対価の支払いがあった場合には、本学会会計に繰り入れ学会活動に有効に活用する。

(著作者の権利)

第 6 条 著者は、当該著作者が創作した著作物を利用する場合（第三者に利用を許諾する場合を含む。）、その利用目的等の事項を記載した書面により、本学会に申請する方法により、本学会の許諾を得るものとする。

2. 本学会は、著作者による著作物の利用が、本学会の目的又は活動の趣旨に反しない限り、前項に定める申請を許諾する。ただし、論文等のうち、本学会が査読の上論文誌への採録を決定して最終原稿を受領したもの及び会誌記事については、著作者は他の学協会等の刊行物に投稿または掲載することはできない。なお、発表要旨については、研究の途中成果とみなし、著作者が当該発表要旨等を研究の最終成果物とするため他学会等へ投稿することに対して、本学会は本学会が著作権を保有していることを理由に著作者および他学会等に対し異議申し立てを行わない。
3. 著作者が著作物を利用しようとする場合、本学会の指示に従うとともに利用された複製物あるいは著作物中に本学会の刊行物にかかる出典及び利用上の注意事項を明記しなければならない。
4. 第 1 項の規定にかかわらず、著作者は、次の各号に定める場合には、本学会の許諾を得ることなく著作物を利用できるものとする。
  - (1) 本学会の刊行物発行後に、著作者個人又は著作者が所属する法人若しくは団体のウェブサイトに著作物を掲載する場合（機関リポジトリへの保存及び公開を含む。）
  - (2) 法第 30 条から第 50 条（著作権の制限）において許容された利用である場合

(著作者の保証)

第 7 条 著者は、本学会に対し、著作物について、以下各号に定める事項を保証する。

- (1) 著作物が、第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ドメイン・ネーム及びその他の知的財産権並びにこれらの出願又は登録に関する権利等の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと
- (2) 著作物が二重投稿ではなく、かつ過去に一切公表されたことがないこと
- (3) 著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿を行うにあたり、当該共同著作物の他の著作者全員の同意を取得していること
- (4) 著作者は、著作物において第三者の著作物を引用する場合には、出典を明記すること

(二重譲渡の禁止)

第 8 条 著作者は、本学会以外の第三者に対し、著作物に係る一切の著作財産権の譲渡及びその利用許諾（出版権の設定を含む。）をしてはならない。

(例外的取り扱い)

第 9 条 他の学協会等との共催行事において投稿される論文等の著作権について別段の取り決めがあるときは、当該取り決めを本規程に優先して適用することができる。

(著作権侵害および紛争処理)

第 10 条 本学会が著作権を有する論文等に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、本学会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。

2. 本学会に投稿された論文等が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者が一切の責任を負う。

(規程の改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

(付則)

この規程は 2021 年 9 月 25 日から有効とする。

[脚注]

- 1) 以下の権利を含む：複製権（第 21 条）、上演権及び演奏権（第 22 条）、上映権（第 22 条の 2）、公衆送信権等（第 23 条）、口述権（第 24 条）、展示権（第 25 条）、頒布権（第 26 条）、譲渡権（第 26 条の 2）、貸与権（第 26 条の 3）、翻訳権、翻案権等（第 27 条）、二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（第 28 条）。
- 2) 以下の権利を含む：公表権（第 18 条）、氏名表示権（第 19 条）、同一性保持権（第 20 条）。